

## 木材産業等高度化推進資金 資金の概要

令和4年4月1日時点

資金の種類	資金の内容	認定を要する計画	貸付限度額	利率(※1)		償還期限
				短期資金	長期資金	
合 事 理 業 化 経 資 営 金 改 善	素材生産等促進資金	合理化計画 【事業経営改善計画】	1億円 (※2)	1.30%～ 1.60%	1.00%～ 1.30%	短期資金 1年以内  長期資金 5年以内 (据置期間 1年以内)
	新規需要創出資金		1億円	1.30%	1.00%	
木材高度加工資金		合理化計画 【構造改善計画】	1億円 (※2)	1.30%	1.00%	
林 業 経 営 改 善 資 金	林業経営高度化 推進資金	林業経営改善計画	5千万円 (※2)	1.60%	1.30%	
	伐採・造林一貫 作業推進資金		1億円 (※2)	選定経営体 1.30% 選定経営体以外 1.50%	選定経営体 1.00% 選定経営体以外 1.20%	
木材安定供給資金		木材安定供給確保 事業計画	3億円 (※2)	1.30%	1.00%	

※1: (独)農林漁業信用基金による信用保証を利用した場合、利率は0.40%引き下げられます。

※2: 貸付限度額は、木材取扱量等の一定の条件を満たす場合、林野庁と協議の上、特認により引き上げが可能となる場合があります。

※3: 素材生産等促進資金の利率は、貸付対象者の規模等によって変動します。

木材取扱量が年間約10,000m<sup>3</sup>以上または選定経営体  
 木材取扱量が年間約3,000m<sup>3</sup>以上10,000m<sup>3</sup>未満  
 木材取扱量が年間約3,000m<sup>3</sup>未満

↑ 低  
↓ 高